

2 人権意識の高揚を図るための施策について				
(1)人権教育の推進		③社会教育		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
人権教育推進事業	米原市人権教育推進協議会と協力して、ハートフルフォーラム事業、各種研修会等を開催する。	米原市人権教育推進協議会に対し、適正な財政的支援を行った。人権教育推進員が中心となって、各自治会で積極的にハートフル・フォーラムを実施していただけるように、ハートフル・フォーラムの進め方に関する研修会や人権意識の向上のための人権講座を開催した。	部落差別問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解消に向けて、各種事業を推進する。人権講座や研修会で多様なテーマを取り扱い、参加者の裾野を広げていく。各活動部会の活動を推進し、地域全体で人権教育、人権啓発活動を行う体制づくりに努める。	人権文化のまちづくり(教育振興基本計画から)を推進するため、きらめき人権講座、ハートフル・フォーラムの開催等、人権教育推進協議会が行う事業に対し補助を行い、活動の充実を図る。今後は米原市人権教育推進協議会の事業の質を高めながら、参加者の裾野を広げていく必要がある。
(2)人権啓発の推進		④啓発教材の活用		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
人権動画・人権カレンダーの作成	市民に広く人権について考える機会となるよう、人権作品を活用した、啓発教材を作成する。	人権カレンダーを14,000冊作成し、市内全戸に配布した。人権動画を作成し、12月の人権週間に伊吹山テレビで放送するほか、YouTubeに投稿を行った。	時間や場所に縛られない啓発を行うため、人権作品を活用した人権動画・人権カレンダーを作成し、広く市民に人権について考える機会とするために活用する。	あらゆる人権問題への気付きを実感できる、親しみやすい教材づくりを行うことで、人権意識の高揚等を図る。人権を考えるつどいをリニューアルさせて、人権カレンダーや人権動画を作成した。
3 人権問題における分野ごとの施策について				
(1)同和問題		●相談体制の充実		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
生活相談員の配置	旧隣保館において、隣保事業の一環として相談事業を実施していた地域において、未だに人権問題や生活困窮等の課題があることから、地域住民の近くで相談事業を展開する。	人権問題や生活困窮をはじめとする相談を行い、相談者に寄り添い助言や専門機関等へのつなぎを行った。 相談件数:102件	人権問題や生活困窮をはじめとする相談を行い、相談者に寄り添い助言や専門機関等へのつなぎを行う。	旧隣保館をもつ、自治会では環境改善が大きく進んだが、住民の生活実態やニーズが変化しつつある中で、未だに人権問題や生活困窮等の課題があるため、地域住民の近くで相談事業を展開し、人権課題の解決、包括的な支援による地域住民の生活の改善および向上ならびに自立促進を図る必要がある。

	(1) 同和問題	● 部落差別の実態把握		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
インターネットモニタリング事業	インターネット上の人権差別について、実態把握や啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権総合センターが行う、人権侵害のモニタリングについて、市との連携や、差別書き込みへの対応フローチャートを作成した。</li> <li>・県人権センターのインターネット人権マスター講座の受講した。</li> <li>・課長補佐級研修の実施(2021年2月9日 52人参加)内容:『インターネットにおける人権侵害について』</li> </ul>	人権総合センターが行う、人権侵害のモニタリングについて必要に応じて、各課等と連携を行い、適切な削除要請につなげる。	インターネット上の差別書き込み等による人権侵害事象が深刻な社会問題になっている。各サイトの運用の規程に違反する差別書き込みについて、適切な削除要請を行う必要がある。
	(2) 子どもの人権	● 子どもの人権を守るための啓発		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
こども家庭相談室相談事業	家庭相談員が子育ての悩みや困りごとの相談を受け、問題解決を図るための支援を行う。	<p>令和2年度実績</p> <p>児童相談受付件数 322件。内、児童虐待相談件数132件。</p> <p>相談員による相談や、その後の対応等進捗管理を確実に進めることで、虐待による死亡事案を起こすことなく、また事案の重症化予防につながった。</p>	<p>子ども家庭相談室常時開催</p> <p>平日8:30～17:15</p> <p>※対象年齢:18歳未満</p>	子ども家庭相談室に寄せられる相談は、家庭環境や親の成育歴、経済的な困窮、子ども自身に発達の課題がある等複数の要因が絡み合って複雑な相談が増えている。問題解決に向けケース会議を開催し、福祉、保健、教育、他関係機関と情報共有を図り、役割分担しながら支援を行う必要がある。
	(2) 子どもの人権	● いじめや虐待防止等への取組の推進		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
いじめ問題対策連絡協議会の開催	いじめの防止等に関する施策の推進し、関係機関との協議調整等を行う。	いじめ問題対策連絡協議会を2回開催した(実績5月27日、12月15日)情報交換を行い、各種団体の連携を図る。	いじめ問題対策連絡協議会を開催し、情報交換を行い、各種団体の連携を図る。(6月、11月開催予定)	平成26年度に米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例を施行したことをきっかけに、米原市いじめ問題対策連絡協議会が設置された。平成26年11月に第1回会議を開催し、平成27年5月に米原市いじめの防止等のための基本方針を策定した。

(3) 女性の人権		●男女平等の意識づくり		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
男女共同参画センターの活用	人権総合センターに併設されている男女共同参画センター事業の充実を図り、啓発を行う。	男女共同参画の推進のために、各種事業を実施し男女共同参画社会の理解を深め、地域社会、家庭、職場における男女のあり方を考えることができた。 男女共同参画講演会：2回開催(9月17日45人参加、11月28日45人参加) カウンセラーによる女性相談(延べ58人)	指定管理者管理業務仕様書に基づき、必要な事業を行う。 ※、男女共同参画講演会(年1回以上)、カウンセラーによる女性相談(年24回以上)	男女共同参画推進の拠点として、人権総合センター内に男女共同参画センターが併設されており、平成18年度から指定管理者制度を導入し、管理運営が行われている。各種講演会等の事業を実施し、より一層事業の充実が求められている。また、「こころの悩み相談室」事業を廃止し、センターを核とした女性相談業務の充実を図った。
(3) 女性の人権		●男女平等の社会づくり		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
女性人材バンク「なでしこネット」	市の施策や方針決定過程への女性参画の実現を目指し、女性人材バンクへの登録を呼びかけます。	令和2年度末登録者数：58人 令和2年度末委員登用数：22人	「なでしこネット」の積極的な周知に努め、一人でも多くの登録者を募る。 あわせて、登録者の登用を推進するため、審議会選任時に活用できるようPRを行う。 令和3年度末現在登録者60人(目標) 令和3年度なでしこネット活用5件(目標)	議会や附属機関等への女性参画はもとより、地域における女性役員の登用率において、まだまだ少ない傾向が見られるため、女性バンク登録者を増やし、女性の市政参画に努める。
(4) 高齢者の人権		●高齢者の生きがい活動・社会参加の促進		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
高齢者等居場所づくり事業	地域での支え合いの活動で、元気な高齢者が活躍し、支援の必要な高齢者が身近な地域でサービスを受けられるような居場所づくりの立ち上げ支援、継続支援を行う。	R2年度新規団体立ち上げ数：3団体(伊吹・小田・日光寺)	R3年度新規団体の目標：5団体	自治会ごとに高齢者等の居場所づくりと生活支援の仕組みづくりを進めるため、事業を実施するモデル地域に補助を行い、互助によるコミュニティの構築と地域活性化を図る取組を進める。今後は補助金交付要綱の見直しを行い、事例紹介等を通して地域が取り組みやすい制度とする。

	(5)障がい者の人権	●障がいと障がいのある人への理解促進		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
ボランティア養成事業	手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手話奉仕員養成講座を中止しました。短期間の手話チャレンジ講座および音訳ボランティア養成講座を開催しました。 ・手話チャレンジ講座(介護編 受講者数) 6人 ・手話チャレンジ講座(介護編 受講者数) 9人 ・音訳ボランティア講座入門編5人	・手話奉仕員養成講座(入門編 受講者数) 20人 ・手話チャレンジ講座(介護編 受講者数) 20人 ・公開講座を聴講する市職員数 10人 ・音訳ボランティア講座8ステップアップ編)10人	平成17年度から、手話奉仕員養成講座と音訳ボランティア養成講座を開催している。受講生の確保、受講後の地域活動の継続、さらに手話奉仕員養成講座の講師不足が課題である。近年、市職員の講座の受講がなく、せめて公開講座は多くの職員に参加してもらえるよう周知を行う必要がある。
	(6)外国人の人権	●外国籍市民への生活支援		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
外国語版広報の発行	広報まいばらの記事を翻訳し、外国語版として発行する。	毎月1回広報外国語版(ポルトガル語・中国語)の発行とホームページへの掲載を行い、外国籍従業員のいる事業所等に配布し、市の情報を提供することができた。	令和3年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。 令和2年度:毎月1回広報を発行(目標)	外国語版広報はポルトガル語と中国語の2言語のみの対応であり、少数言語等への対応が課題である。
	(6)外国人の人権	●多文化共生推進プランの策定		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
多文化共生推進プランの策定	多文化共生推進プランの策定について検討を行う。	庁舎内の課題について取りまとめた。人権尊重もまちづくり審議会では計画の策定について検討を行った。	生活者としての外国籍市民の課題について把握するため、インタビュー調査を進める。	多様性の推進に当たっては、男女共同参画推進計画と項目の重なりがあることから、多文化共生の単独の計画が適切であるか検討をする必要がある。
	(7)生活困難者の人権	●生活保護受給者の自立支援		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
生活保護事業	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立生活に向けた援助を実施する。	生活保護世帯数 令和2年度:136世帯  稼働能力のある生活保護受給者14人に対して就労支援を行い、1人を就労につなげることができた。	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保証するとともに、自立生活に向けた支援を実施していく。	高齢者世帯や不安定雇用労働者の増加により、生活保護受給者の増加が見込まれる。

	(8)その他様々な人権	●災害と人権		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
避難行動要支援体制の構築	災害時の避難を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意した人の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守りや災害時の支援体制づくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者名簿への登録率81.11%</li> <li>個別計画の作成自治会数 64自治会</li> </ul>	避難行動要支援者名簿の情報更新や個人情報管理の適正な管理を行い、各自治会に対し個別計画の作成について引き続き依頼を行いながら、災害等の有事に備える。個別計画作成への継続支援	平常時から避難行動要支援者の的確な把握および情報の共有が求められており、名簿の作成、個別支援計画の策定を早急に行う必要がある。
4 その他人権施策を推進するために必要なこと				
(1)推進体制の充実		①市の推進体制		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
米原市人権尊重のまちづくり推進本部の取組	人権尊重のまちづくりに関する必要な施策を総合的、効果的に推進するため、推進本部の会議を開催する。	令和2年度2回開催(5月、翌1月)人権尊重のまちづくり条例の目的を達成させるため、市の人権・同和行政の取り組みについて協議を行った。また、インターネットモニタリングについて各課との連携について協議を行った。	令和3年度随時開催人権尊重のまちづくり条例の目的を達成させるため、市の人権・同和行政の取り組みについて協議を行う。	人権尊重のまちづくり条例の目的達成のための施策等の推進を図るため、推進本部会議を随時開催し、庁内の連携を図る。年度当初に開催し、事業の精査等について、より議論を深めることが求められている。
(2)人権擁護の推進		①相談窓口の充実		
実施事業名	事業内容	令和2年度 実施状況	令和3年度 実施目標	事業実施上の問題点、今後の課題等
消費生活相談	消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け、公正な立場で処理にあたる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報まいばらにおいて、消費生活相談コーナーを掲載(6回)</li> <li>出前講座のメニューとして掲載</li> <li>市公式ウェブサイトで啓発</li> <li>消費生活に係るトラブルの未解決率を減少させる。</li> <li>相談件数…155件(うち苦情144件)うち解決11件</li> <li>※令和2年度市民意識調査における消費生活に係るトラブルの未解決率は26.0%</li> </ul>	広報まいばら、出前講座、市公式ウェブサイト等で引き続き啓発に努める。  消費生活に係るトラブルの未解決率を減少させる。  令和3年度未解決率 22.0%	多重債務や悪質商法、その他法的措置の必要な市民生活に関わる相談業務を実施し、市民が抱えるそれぞれの課題を解決できるように助言・指導等を行う。